

平成28年10月3日

保護者様

埼玉県立飯能南高等学校長 町田 邦弘  
生徒指導主任 大野 賢一

## 携帯電話の使用規定の変更について

秋冷の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では平成19年度3学期より、「携帯電話の校内持ちこみ禁止」指導を行ってまいりました。理由は、当時の校内での携帯電話の使用状況が悪かったことと、携帯電話に頼りすぎると、他者とのコミュニケーション能力が後退するのではないかという危惧からです。この9年間で当初の目的はある程度達成されました。

しかし、時代の変化やスマートフォンの出現と共に人々の生活スタイルが変化し、携帯電話の重要性も変化してきました。特に東日本大震災以後、緊急連絡方法として、携帯電話の機能性、有用性が認識されました。

また、みなみ懇（学校評価懇話会）や三者面談などを通じて「家庭との連絡のため、携帯電話の校内持ちこみを許可してほしい」という要望が出されてきました。

本校では、これらを踏まえ、1学期より、携帯電話の使用規定について検討してまいりました。その結果、下記の通りに規定を変更することになりました。つきましては、適正な運用ができますよう御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 新規定

「家庭との連絡を取るため、登下校時の必要な範囲での携帯電話の使用を許可する。ただし、『高校生活に携帯電話は不要』の主旨に基づき、校内については、携帯電話の携帯を禁止する。」

#### 2 具体的な運用方法

生徒 校内に入る前に携帯電話のスイッチを切る。教室に入ったら各自のロッカーにスイッチを切った状態で保管する。その際必ずロッカーを施錠する。  
帰りのショートホームルームが終了した後、ロッカーから携帯電話を出す。  
校門を出て、家庭と連絡が必要になったらスイッチを入れる。なお登下校時でも必要ない場合は、使用してはならない。  
上記の内容が守られない場合は、指導対象となります。  
指導方法は従来と同じです。

保護者（昼間、緊急に連絡を取る場合）

事務室に電話を入れてください。緊急の場合は授業中でも生徒の呼び出しをします。折り返し連絡が必要な場合は学校の電話を使い連絡させます。  
これは従来と同じ方法です。

#### 3 新規定の導入までの流れ

10月3日（月）全校集会にて生徒に伝達。あわせて生徒、保護者に文書にて伝達。  
10月4日（火）「新規定試行期間」開始。冬季休業期間終了までを試行期間とする。  
平成29年1月10日（火）新規定正式運用開始。

なお、あまりにも違反が見られる場合、旧来の「携帯電話校内持ち込み禁止」に戻ることもあります。